

成果指標一覧 本計画の進捗状況を計るため、次の項目を成果指標として設定します。

基本目標	No.	成果指標	単位	令和4年実績	令和13年目標
Ⅰ 一人ひとりを尊重 し合う意識づくり	1	職場や学校、地域など身のまわりで男女の平等が図られていると感じる市民の割合 ^㉞	%	41.2	60.0
	2	男女共同参画学習講座等の定員に占める参加者の割合	%	46.2	100.0
	3	男女共同参画推進員による出前講座実施回数	回	1	4
	4	男女共同参画サポーターの認定者数(累計)	人	97	128
Ⅱ 誰もが 安心して暮らし、 多様な働き方が できる社会づくり	5	市政へ意見を述べる機会が確保されていると思う市民の割合 ^㉞	%	31.5	50.0
	6	審議会等委員に占める女性の割合	%	30.8	40.0
	7	男女いずれかの委員が30%未満の審議会等の割合	%	47.2	20.0
	8	市の管理職の女性の割合	%	19.5	22.0
	9	市政懇談会に参加した女性の割合	%	18.4	30.0
	10	この1年間に地域の活動に参加した市民の割合 ^㉞	%	71.5	90.0
	11	コミュニティ会議役員における女性の割合	%	12.5	30.0
	12	防災会議における女性委員の割合	%	22.9	40.0
	13	生きがいを持って暮らしている高齢者の割合 ^㉞	%	58.9	72.0
	14	自分自身が心身ともに健康であると思う市民の割合 ^㉞	%	59.5	75.0
	15	定期的に健康診断などを受けている市民の割合 ^㉞	%	72.1	80.0
	16	事業所に対する男女共同参画に関する講座・広報の回数	回	3	4
	17	乳がん検診受診率	%	40.8	50.0
	18	子宮頸がん検診受診率	%	32.6	50.0
Ⅲ 多様な働き方と ワーク・ライフ・ バランスの推進	19	職場の福利厚生やワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に満足している勤労者の割合 ^㉞	%	46.5	51.0
	20	子育てしやすいまちだと感じる市民の割合 ^㉞	%	51.0	66.0
	21	保育所の待機児童数	人	67	0
	22	子育て支援サービス(延長保育、一時預かり保育、体調不良児保育)を実施可能な施設の割合	%	62.0	60.0
	23	子育て講座の男性の参加者の割合	%	50.0	50.0
	24	高齢者が必要なサービスを受けていると感じる高齢者の割合 ^㉞	%	66.4	78.4
	25	この1年間に地域の活動に参加した市民の割合 ^㉞ [再掲]	%	71.5	90.0
	26	事業所に対するワーク・ライフ・バランスに関する講座・広報の回数	回	3	4
Ⅳ DVと性暴力の 根絶	27	DVに関する相談窓口を知っている市民の割合 ^㉞	%	79.4	90.0
	28	DVに関する講座・広報の回数	回	4	8
	29	DVに関する市職員研修の受講者数	人	305	400

㉞ …まちづくり市民アンケート結果より算出する

花巻市 地域振興部地域づくり課

〒025-8601 岩手県花巻市花城町9番30号
TEL:0198-41-3514 FAX:0198-22-6995

花巻市ホームページ <https://www.city.hanamaki.iwate.jp>



第3次
花巻市男女共同参画
基本計画

概要版

令和6年3月 策定



「だれもお互いを尊重し、
みんなが住みよいまち」
の実現に向けて

花巻市における男女共同参画

SDGsでは、ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化はすべての目標とターゲットにおける進展について死活的に重要な貢献をするものとされており、ジェンダー平等には、男女に限らず性的マイノリティを内包する考えが示されています。

ジェンダー平等については、国の第5次男女共同参画基本計画の基本的な方針の中で「男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、『男女』にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現につながるものである。」とされています。

こうした考えのもと、花巻市では、性別に限らず多様性を認め合う視点を持った男女共同参画社会の形成に向けて、この計画を進めていくものです。

参考：(国)第5次男女共同参画基本計画

「だれもお互いを尊重し、 みんなが住みよいまち」 の実現に向けて



計画の基本的な考え方

第3次花巻市男女共同参画基本計画は男女共同参画社会実現のため、花巻市男女共同参画推進条例第8条に基づき策定したものです。策定に当たっては、第2次男女共同参画基本計画を踏襲しつつ、国や県の計画も勘案した上で、花巻市男女共同参画審議会から意見を伺うなど市民参画を実施しました。

① 計画の基本理念 花巻市男女共同参画推進条例第3条に掲げる7つの基本理念に基づき、この計画を推進していきます。

(1) 男女の人権の尊重

家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人としての能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。

(5) 家庭生活と職業等の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の理解と協力及び社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び家庭生活以外の活動に対等に参画することができるようにすること。

(2) 社会の制度や慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮すること。

(6) 性と生殖に関する健康と権利の尊重

男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠及び出産に関してその意思が尊重されるとともに、女性の生涯にわたる健康の維持が図られるようにすること。

(3) 男女の精神的・経済的・生活的自立

男女が、共に精神的、経済的及び生活的に自立することの必要性を自覚し、自ら主体的に責任を持ってあらゆる分野における活動を決定できるようにすること。

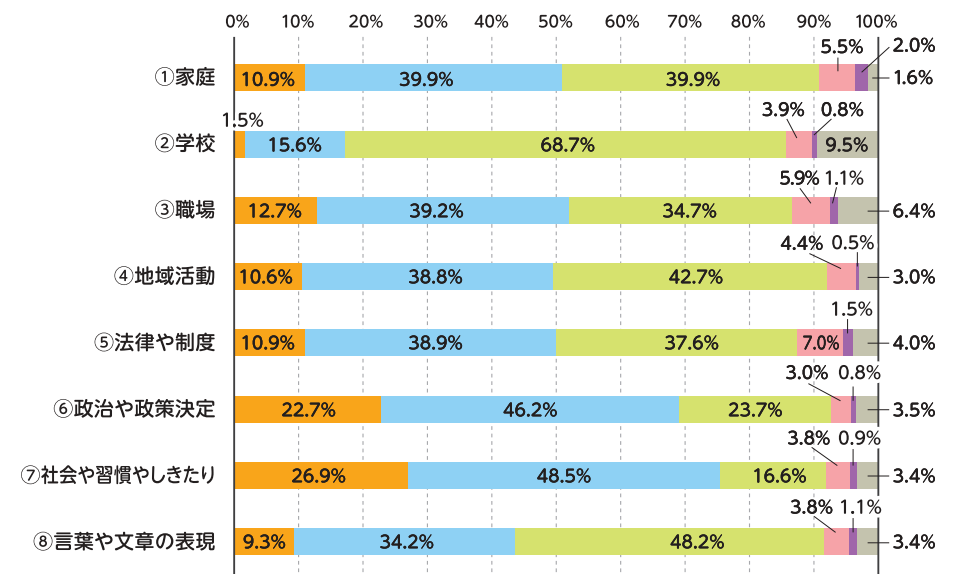
(7) 国際的な取組への理解及び協調

男女共同参画の推進は、国際的な理解及び協調の下に行われるようにすること。

(4) 施策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市における施策及び事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

Q 男性と女性の地位が平等になっていると思いますか 令和5年度調査(回答者数:796人)



資料:第3次 花巻市男女共同参画基本計画

■ 男性の方が優遇されている ■ どちらかというと男性の方が優遇されている
■ 平等になっている ■ どちらかというと女性の方が優遇されている
■ 女性の方が優遇されている ■ 無回答

令和5年度の市民意識調査※では、男性と女性の地位が平等になっていると思う人の割合について、前回調査(平成26年度)と選択肢を変更し、「男性と女性のどちらが優遇されていると感じるか」についても調査したところ、「学校」や「言葉や文章の表現」においては「平等になっている」と感じる人の割合が高くなっているものの、その他の設問では「女性が優遇されている」と感じる人の割合よりも「男性が優遇されている」と感じる人の割合が高いという結果となりました。また、その割合に男女間で差がみられることや、設問によっても男女平等だと感じている人の割合が異なることが分かりました。

※市民意識調査:男女共同参画に関する現状を把握することを目的として、平成26年度、令和5年度に市が市民を対象に実施した意識調査をいう。

② 計画の目標

基本目標 1 一人ひとりを尊重し合う意識づくり

基本目標 2 誰もが安心して暮らし、多様な生き方ができる社会づくり

基本目標 3 多様な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標 4 DVと性暴力の根絶(花巻市配偶者暴力防止対策基本計画)

※1 この計画全体を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」に位置づけ、一体として施策を推進します。

※2 基本目標4「DVと性暴力の根絶」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」とし、この計画の各称を「花巻市配偶者暴力防止対策基本計画」とします。

一人ひとりを尊重 し合う意識づくり

男女共同参画社会の実現のためには、個人の尊厳と男女平等の理念を浸透させる必要があります。

互いの性を理解し、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持つことができるよう、市民や事業者への情報提供を行い、性に関する理解の促進を図るとともに、誰もが安心して暮らせる地域社会の構築に向けて、多様性に関する理解の促進に努めます。

(1) 男女共同参画に関する教育や学習機会の充実による意識づくり

- ①男女共同参画に関する講演会、出前講座等の学習機会の提供
- ②男女共同参画を推進する人材の育成
- ③人権教育、男女平等教育の推進

(3) 性に関する理解の促進と生命の尊重

- ①児童生徒に対する発達段階に応じた性と生命に関する教育の充実
- ②各年齢層に対する性や健康に関する情報の提供
- ③性的少数者※への差別や偏見の解消に向けた意識づくり
- ④事業所等へ向けた性的少数者理解促進のための情報の提供

(2) 男女共同参画に関する情報の収集と提供

- ①男女共同参画に関する情報提供
- ②SDGsの視点からの男女共同参画に関する情報の収集と提供

(4) 多様性を認め合う社会の構築

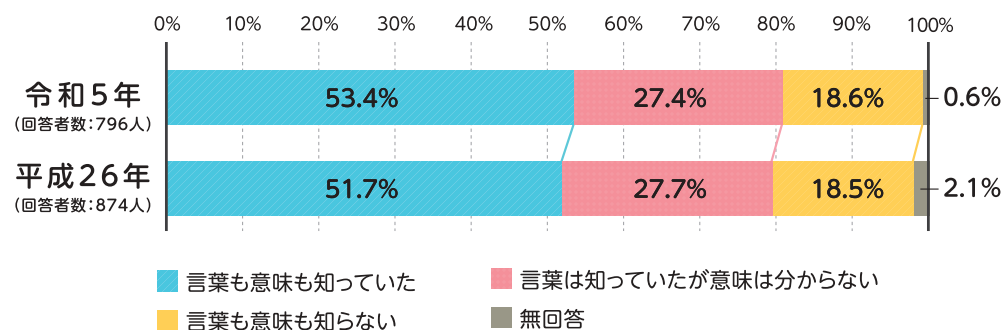
- ①高齢者、障がい者、性的少数者、外国人等誰もが安心して暮らせる地域社会の構築に向けた意識づくり及び支援

※性的少数者

LGBT等、多数派とは違う性のあり方をもつ人。LGBTはレズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（こころの性とからだの性が一致しない人や、からだの性に違和感を持つ人）の頭文字で、性的少数者の総称として用いられることもある。LGBTを含む性的少数者を広く表現する「フィア」と、性自認や性的指向について迷っている人・あえて決めていない人などという「クエスチョニング」の頭文字「Q」を付けて「LGBTQ」と表記することもある。



Q あなたは「男女共同参画社会」という言葉を知っていましたか



誰もが安心して暮らし、 多様な生き方が できる社会づくり

社会のあらゆる分野において、誰もがいきいきと参画するためには、多様な人材の能力活用や多様な視点の導入が必要です。男女が共に仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会となるよう、市民や事業所へ向けた情報提供、人材育成や環境整備に取り組みます。

また、女性は生涯を通じて心身の状況が大きく変化する特性があることから、ライフステージに応じた健康支援を行うとともに、多様な困難を抱えた女性への支援も行います。

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- ①審議会等委員への女性の登用促進
- ②女性が参画しやすい環境づくりの推進

(2) 固定的な性別役割分担意識にとらわれない 地域活動の促進

- ①地域団体等への女性の参画促進
- ②防災分野における男女共同参画の促進
- ③高齢者等の社会参加の促進・生きがいづくりの推進

(3) 労働の場における男女共同参画の促進

- ①事業所への男女共同参画に関する理解促進
- ②関係法令の周知及び職場における各種ハラスメント防止に関する情報提供
- ③農業や自営業における女性の経営参画の促進

(4) 個人が望んだ形で能力を発揮するための支援

- ①女性の能力向上・女性リーダー育成の支援
- ②再就職などのための相談や職業能力開発の促進
- ③労働環境に応じた技能習得等の支援

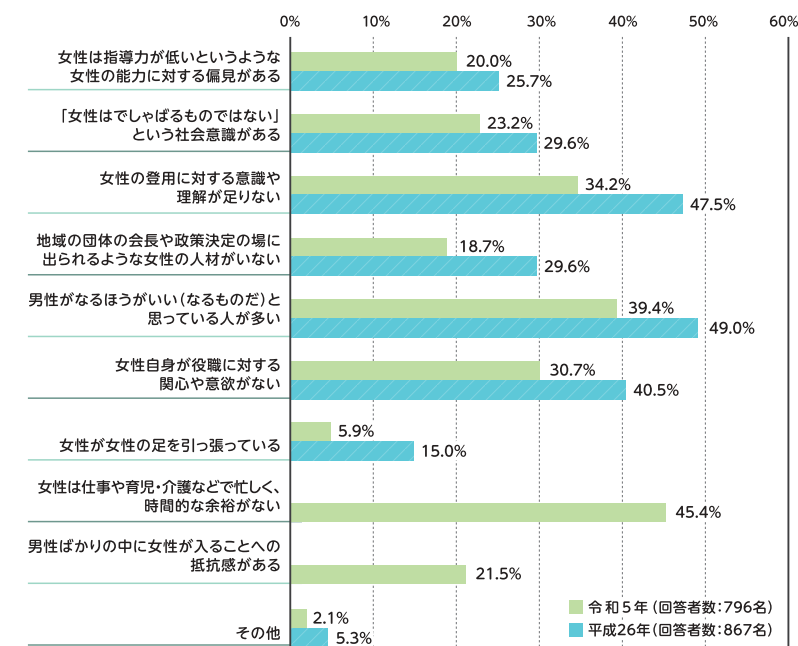
(5) 生涯を通じた女性の健康支援

- ①女性のライフステージに応じた健康支援
- ②妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及

(6) 困難を抱える女性のための支援

- ①ひとり親家庭や若者、就職氷河期世代、高齢者、障がい者など、貧困等による生活上の困難に直面する女性が孤立しないための支援

Q 自治会などの地域の役職、議員や審議会等委員などへの女性の進出が進まない原因はどこにあると思われますか（複数回答）



自治会などの地域の役職、議員や審議会等委員などへの女性の進出が進まない原因として「女性は仕事や育児・介護などで忙しく、時間的な余裕がない」「男性がなるほうがいい(なるものだ)と思っている人が多い」という回答が多く挙げられました。あらゆる意思決定過程における女性の参画を進めるためには、固定的な性別役割分担意識をなくすとともに、保育サービスや学童サービスなどの充実を図ることによる、仕事や家事・育児・介護を男女共に担う環境づくりが必要です。

資料：第3次 花巻市男女共同参画基本計画



多様な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進

(1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識づくりと多様な働き方に関する事業所への理解促進

- ①ワーク・ライフ・バランスや多様で柔軟な働き方に関する事業所への理解促進
- ②ワーク・ライフ・バランスに関する市民への情報発信

(2) 仕事と子育ての両立支援

- ①保育サービスや子育て支援の充実

(3) 仕事と介護の両立支援

- ①介護サービスの充実
- ②介護サービスを利用しやすい環境づくりの推進

(4) 仕事と家庭や地域活動の両立支援

- ①男性の家事・育児・介護への参加促進
- ②長時間労働の是正や有給休暇取得などの促進

すべての人が、「仕事」と子育てや介護、趣味や学習、休養、地域活動などの「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させた働き方・生き方をするのが重要です。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市民や事業所へ向けたセミナーや情報提供を行うとともに、子育て支援や介護サービスの充実など働きやすい環境づくりを行います。

? ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)とは



老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、個人の事情や希望、人生の段階に応じて、自ら希望するバランスで展開できる状態を進めようとすることです。

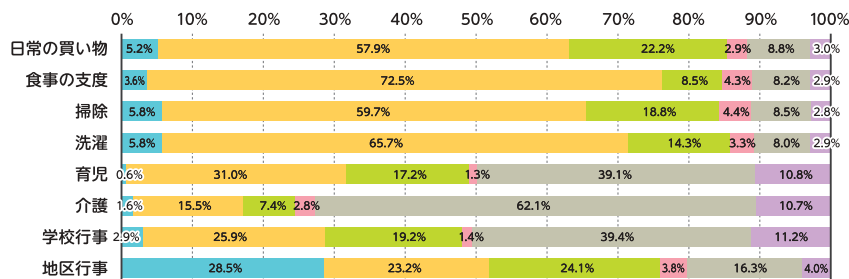
具体的には、働き方を見直して仕事の効率を高めることで、時間的余裕が生まれ、それとともに、仕事の成果も高まり、個人の生活全般が充実します。このことによって、個人の意欲や創造性が高まり、さらなる仕事の充実にもつながるといふ、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環が、多様性に富んだ活力ある社会を創出するとする考え方です。

(平成19年7月の「ワーク・ライフ・バランス」推進の基本的方向報告(男女共同参画会議 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する専門調査会)より) ※平成22年改定

Q 家事などを主に誰が行っていますか

令和5年度調査
(回答者数:796名)

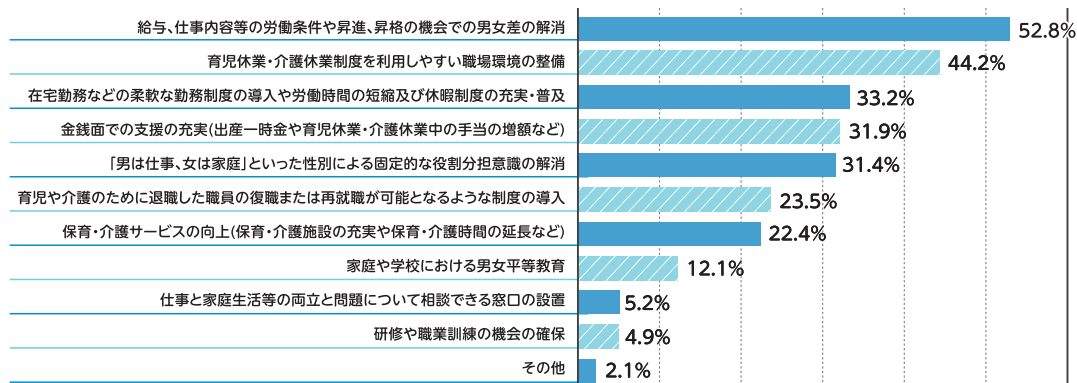
- 主に夫
- 主に妻
- 夫婦で同程度に分担
- 夫・妻以外
- 該当なし
- 無回答



資料:市民意識調査(令和5年度)

Q 男女が共に「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人生活」を両立するには何が必要だと考えますか(複数回答)

令和5年度調査 (回答者数:796名)



資料:市民意識調査(令和5年度)

男女が共に仕事と家庭、地域生活を両立するためには「給与、仕事内容等の労働条件や昇進、昇格の機会での男女差の解消」、「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備」を望む声が多くなっています。このことから、働く場において性別を理由とする差別的取扱いをなくすこと、長時間労働の是正や育児休業取得などの促進が図られることについて市民と事業所の双方の理解を得ることが必要です。また、保育サービスや学童クラブの充実、介護サービスやグループホーム、生きがい事業の充実を図ることと併せ、家庭においても性別によって役割を固定的に捉える意識をなくすための取組が必要です。



DVと性暴力の根絶

～花巻市配偶者暴力防止対策基本計画～

ドメスティック・バイオレンス(DV)は、人間としての尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、暴力を許さない安全な社会づくりが重要です。DVや性暴力防止の意識を高めるため、市民へ情報発信を行います。また、DV被害者に配慮した支援や関係機関との連携を図り、相談窓口の周知に努めます。

(1) DVや性暴力の防止のための教育と情報発信

- ①DV、性暴力防止に関する事業の推進及び情報発信
- ②若年層に対するDV、性暴力防止教育の推進

(2) DV被害者に配慮した相談の実施やDV、性暴力に対する相談窓口等の周知

- ①各種相談の実施
- ②DV防止に関する市職員研修の実施
- ③広報紙やホームページ等によるDV相談窓口の周知

(3) DV相談窓口の相互連携強化

- ①関係機関との連携強化による被害者支援

DVに含まれる行為

- 身体的暴力** 殴る、蹴る、物を投げる、突き飛ばすなど
- 精神的暴力** 大声で怒鳴る、脅迫する、無視するなど
- 性的暴力** 性行為の強要、避妊に協力しない、中絶の強要など
- 経済的暴力** 生活費を渡さない・使わせない、借金を強要するなど
- 社会的暴力** 自由に外出させない、交友関係を制限するなど

DV相談件数の推移

年度	花巻市における相談件数	配偶者暴力相談支援センター		DV相談プラス	警察署	
		全国	うち岩手県		全国	岩手県
H28	20	106,367	1,865		69,908	433
H29	31	106,110	1,780		72,455	403
H30	25	114,481	1,762		77,482	346
R1	24	119,276	2,175		82,207	416
R2	21	129,491	1,872	52,697	82,643	405
R3	16	122,478	1,987	54,489	83,042	417
R4	19	122,211	1,967	47,971	84,496	328

単位:件

花巻市における相談件数は、婦人相談員が相談を受けた件数

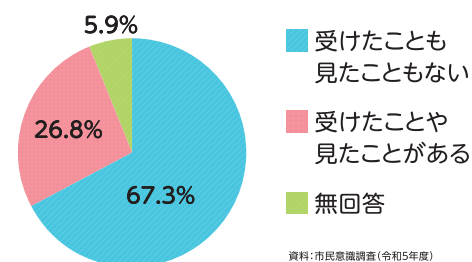
※配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、内閣府、岩手県の調べによる。配偶者暴力相談支援センターは、県内12か所(令和5年3月31日現在)

※DV相談プラスへの相談件数は、内閣府の調べによる。

※警察署への相談件数は警察庁、岩手県警察本部の調べによる(暦年)。

Q DVを受けたことや見たことがありますか

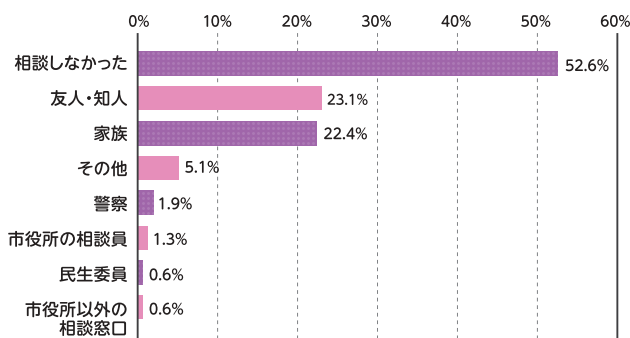
令和5年度調査(回答者数:796名)



資料:市民意識調査(令和5年度)

Q DVを受けたことがある場合、どなたかに相談されましたか(複数回答)

令和5年度調査(回答者数:156名)



資料:市民意識調査(令和5年度)

DVを受けたことや見たことがあると答えた人は26.8%に上っており、DVを受けたことがある人のうち「誰にも相談しなかった」人は52.6%となっています。このことから、多くのDVが表面化していないことから、当事者が自らの被害・加害に気づかない場合があり、相談しにくいことなどからも、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという傾向があります。

特に令和2年度からの新型コロナウイルス感染症の影響により、生活不安やストレス、外出自粛により家庭内で過ごす時間が増えたことからDVの発生件数は全国的に増加傾向にありました。また、夫婦間などでDVが起こっている家庭では、同居する子ども等への暴力が同時に行われている可能性があります。なお、若年層のデートDV(交際相手からの暴力)被害も深刻な状況にあることから、若年層も含めたDVに関する知識と暴力を許さない意識づくり、DV被害者に配慮した相談体制が重要です。

ひとりで悩んでいませんか?
お話を聞かせてください

緊急の場合は
110番を!

- 花巻市女性相談支援員 面接・電話相談: ☎(直通)0198-41-3575(平日 9時～16時)
- DV相談+ 電話相談: ☎0120-279-889 / メール相談(24時間対応) / チャット相談も可(平日 12時～22時)
- 岩手県福祉総合相談センター(女性相談) 面接・電話相談: ☎019-629-9610(要予約・平日 9時～16時、土日祝祭日休み)
- 岩手県男女共同参画センター 一般相談: ☎019-606-1762(月曜・火曜・祝祭日は休み)
[受付時間] 水曜日・木曜日: 10時～17時 金曜日: 13時～19時 土曜日・日曜日: 12時～15時
男性相談: 電話相談: ☎019-601-6891(毎月第2・4土曜日 12時～15時)

- もりおか女性センター 面接・電話相談: ☎019-604-3304 / メール相談も可
(予約優先 / 毎月第2火曜日・年末年始・祝祭日は休み)
[受付時間] 月曜日・火曜日・金曜日: 10時～17時 水曜日・木曜日: 10時～20時



DV相談+



もりおか女性センター